

令和8年度 福祉医療費助成制度 所得制限額等について

福祉医療費助成制度は、制度ごとに所得制限もしくは所得基準が設けられています。

令和8年7月1日以降、令和7年分（2025年1月から2025年12月まで）の所得が下記の所得制限額未満の場合に、福祉医療費助成制度を受給することができます（乳幼児等・こども医療費助成制度は所得制限はありませんが、1歳から中学3年生については、所得基準額により受給区分が判定されます。）。

確定申告の修正等により、所得制限を満たすことになると思われるかたは、再度判定しますので福祉医療係までお申し出ください。

また、所得判定の対象となるかたが他市区町村で課税されている場合等で、本市に所得に関する情報がない場合は、所得判定ができません。その場合は、別途所得確認資料の提出が必要です。

■ 所得制限額・所得基準額（乳幼児等・こども・障がい者・高齢障がい者医療）

受給者本人・配偶者・保護者・扶養義務者それぞれについて市（区）町村民税所得割額が23万5千円（寄附金税額控除・住宅借入金等特別税額控除については、控除前の額で判定します。）

- ・平成30年度分（平成29年分の所得）から指定都市にて住民税を決定されたかたについては、市（区）町村民税所得割の標準税率を8%（改正前は6%）とする地方税法の改正がありましたが、従前どおり6%で判定を行います。
- ・判定所得の算定にあたっては、平成24年度から個人住民税の年少扶養親族および16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、扶養控除の廃止がなかったものとして算定します。

※ 他市区町村で課税されており、扶養親族の中に16歳～18歳までのかたがいる場合

年少扶養親族については、令和7年中の申告内容で確認することができるため、今回の所得判定では、当該控除分（1人あたり33万円×6%＝19,800円）を控除した上で判定を行っていますが、

他市区町村で課税されている場合には、16歳～18歳までの扶養親族について、所得課税証明書やマイナンバーによる所得照会では確認することができないため、

当該控除分（1人あたり12万円×6%＝7,200円）については控除せず判定しています。

令和7年中における扶養親族の中に、下記記載の生年月日（16歳～18歳）に該当するかたがおられ、当該控除額を控除した所得割額が所得制限額（基準額）未満（23万5千円未満）となると思われるかたは、再度判定しますので、福祉医療係までお申し出ください。必要書類を送付します。

<市（区）町村民税所得割額の算出方法>（乳幼児等・こども・障がい者・高齢障がい者医療のかた）

令和7年中における扶養親族のなかに、下記に該当する扶養親族がいる場合は、令和8年度市（区）町村民税所得割額から一定額を控除した金額をもって、所得判定します。

控除対象年齢	控除額
① 0歳～15歳（平成22年1月2日から令和7年12月31日以前にお生まれになったかた）の扶養親族がいる場合	33万円×人数×6%
② 16歳～18歳（平成19年1月2日から平成22年1月1日以前にお生まれになったかた）の扶養親族がいる場合	12万円×人数×6%

算定額 ＝ 令和8年度市（区）町村民税所得割額 ＋ 寄附金税額控除額
＋ 住宅借入金等特別税額控除額
－ （①0～15歳の扶養人数×33万円＋②16歳～18歳の扶養人数×12万円）×6%

（例）令和8年度 市（区）町村民税所得割額：24万円、寄附金税額控除額：1万円

住宅借入金等特別税額控除額：1万円、9歳と17歳の扶養親族がいる場合

24万円＋1万円＋1万円－（①【9歳】1人×33万円＋②【17歳】1人×12万円）×6%＝233,000円

（235,000円未満）

■ 高齢期移行助成事業

下記 ① ～ ③ の要件のいずれも満たすかた

- ① 市（区）町村民税非課税世帯(*1)に属していること
- ② 受給者本人の年金収入を加えた合計所得が 82 万 6 千 5 百円以下のかた（公的年金等の収入(*2)のみで 82 万 6 千 5 百円を超えられるかたは受給資格がありません。）
- ③ 「要介護 2 以上のかた」もしくは「世帯全員の公的年金等の収入金額(*2)が 82 万 6 千 5 百円以下かつ所得が 0 円のかた」

※令和 3 年度分（令和 2 年分の所得）から給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を 10 万円引き下げ、基礎控除額を 10 万円引き上げる旨の税制改正がありました。受給資格の判定における給与所得を有するかたの合計所得金額等の算定に当たっては、給与所得は所得金額調整控除前の金額から 10 万円を限度として控除して得た額を用い、従前の算定方法による判定額と比べて不利益が及ばないように判定します。

.....
(*1) 高齢期移行助成受給者の属する世帯の全ての世帯員に市（区）町村民税（所得割・均等割とも）が課税されていない世帯のことをいいます。ただし、退職所得の分離課税は対象外です。

(*2) 公的年金等の収入とは、老齢・退職年金などの課税対象となる年金収入をいい、障害・遺族年金などの非課税となる年金収入は含まれません。

■ 母子家庭等医療

母子家庭等医療では、『福祉医療の認定に用いる所得』を用いて所得制限の判定を行います。

『福祉医療の認定に用いる所得』とは、総所得金額等の合計額（各収入金額から必要経費（相当額）を控除した額の合計額）から、各種の控除額を控除した後の金額のことです。なお、株式等にかかる譲渡所得のうち上場株式等にかかる所得は含みません。

【長期・短期譲渡所得について、平成 30 年 8 月 1 日より、特別控除後の金額で判定します。】

所得制限基準額は、扶養人数が 1 人増えるごとに 38 万円を加算します。下記の【所得制限基準額表】参照

【所得制限基準額表】※児童扶養手当法第 9 条を準用

【各種の控除】

扶養人数	母等・扶養義務者
なし	2,080,000 円
1 人	2,460,000 円
2 人	2,840,000 円
3 人	3,220,000 円
4 人	3,600,000 円
5 人	3,980,000 円

障害・勤労学生控除	定額 270,000 円
特別障害者控除	定額 400,000 円
社会保険料・ 生命保険料相当額控除	定額 80,000 円
配偶者特別控除	市民税での実額
特定親族特別控除	市民税での実額
雑損控除・医療費控除・ 小規模企業共済等掛金控除	市民税での実額
寡婦控除(母を除く)	定額 270,000 円
ひとり親控除(母及び父を除く)	定額 350,000 円

- ・ 70 歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族がいる場合については、上記の所得制限基準額に 1 人につき 10 万円を加算してください。
- ・ 16 歳から 22 歳の扶養親族がいる場合については、1 人につき 15 万円を加算してください。
- ・ 給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合は、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から 10 万円を限度として控除します。

※他市（区）町村で課税されている場合には、16 歳～18 歳までの扶養親族について、所得課税証明書やマイナンバーによる所得照会では確認することができないため、判定に含まれていません。令和 7 年中における扶養親族の中に、16 歳から 18 歳（平成 19 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 1 日以前にお生まれになったかた）のかたがおられる場合は、再度判定しますので、福祉医療係までお申し出ください。必要書類を送付します。

【問い合わせ先】 芦屋市 地域福祉課 福祉医療係
市役所南館 1 階 ⑭番窓口 電話（0797）38-2076（直通）